汚染水対策現地調整会議の趣旨、運営について

1. 会議の趣旨

以下の目的を達成するために、「汚染水対策現地調整会議」(以下、「本会議」 という)を設置する。

- (1) 汚染水問題の最新の状況、各検討主体(汚染水処理対策委員会、原子力規制委員会汚染水対策検討WG、東京電力等)における汚染水問題への対応の検討状況について、政府、東京電力等の現地における情報共有の強化を図る。
- (2) 汚染水問題への対策についての意見交換を行い、経済産業省、関係省庁、原子力規制委員会、東京電力等の各検討主体の現地における連携強化を図るとともに、対策の具体的な進め方についての検討、工程管理、関係者間の調整を行う。

2. 会議の運営

本会議の運営については、以下によるものとする。

(1) 開催頻度 本会議は、原則、毎月1回開催することとする。

(2)情報公開

- 開催日程については、事前に周知をはかるものとする。
- ② 配付資料は、原則として公開する。ただし、個別の事情に応じて、 資料を非公開とすることもある。
- ③ 議事概要を作成し、公開する。
- ④ 会議の公開については、企業秘密など企業活動上の権利等を害する おそれがあり、率直な意見交換を妨げるおそれがあるため、行わな い。
- (3) 本会議終了後、必要に応じて、ぶら下がり記者会見を実施する。
- (4) 本会議を捕捉するため、汚染水対策現地調整会議事務レベル会合(以下、「事務レベル会合」という)を設置し、原則、1週間に1度、テレビ電話システム等を活用し開催する。事務レベル会合は原則、非公開とする。